

# 鮫川村義務教育学校等建設 に係る説明会

令和8年4月22日  
鮫川村教育委員会



# **1. 義務教育学校等建設計画の概要説明**

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 1) 義務教育学校等建設計画の経緯

### 令和2年

- 4月 ◇村長より今後の鮫川村の教育振興についての想いを聴取
- 5月 ◇**鮫川村の教育方針の検討開始**
  - 教育大綱・教育振興基本計画の改定準備
  - 小中一貫教育実現に向けた準備開始**
- 7月 ◇教育事務所に小中一貫校の現状について確認
- 8月 ◇PP「小中一貫教育に向けて」作成、村長・副村長に説明
- 10月 ◇教育総合会議・教育委員会定例会
  - 教育大綱・教育振興基本計画・行動計画の制定
  - 小中一貫教育の実現に向けた構想の説明（さめがわ豆新聞掲載）
- 11月 ◇小中一貫教育準備委員会幹事会(各校長・教育委員代表・PTA会長代表)
  - 小中一貫教育に向けた教育委員会の考え方の説明
  - 小中一貫教育準備委員会設置要綱について
  - 今後の計画について
- 12月 ◇小中一貫教育準備委員会幹事会
  - 部会の構成について
  - 一貫化によるメリットとデメリットについて

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 1) 義務教育学校等建設計画の経緯

### 令和3年

- 1月 ◇村広報紙「新春対談」
  - 2021年小中一貫校の実現に向けて取り組むことを明言
- 4月 ◇小・中学校PTA総会
  - 「小中一貫教育への取り組みについて」説明会実施
- ◇小・中学校教職員への説明
  - (年度初めに各校長より方向性について)
- 5月 ◇小中一貫教育準備委員会幹事会
  - これまでの経過と今後の取り組みについて
  - 学校教育検討委員会設置要綱**（名称変更）について
- 6月 ◇第1回学校教育検討委員会
  - 鮫川村学校教育検討委員会設置要綱について
  - 鮫川村の今後の教育の在り方について説明
- 7月 ◇SUN3プラン第1回教職員研修会
  - 鮫川村の今後の教育の在り方について説明
  - 鮫川村の課題を踏まえた魅力ある学校についての話し合い
- ◇SUN3プラン第2回教職員研修会
  - 小中学校連携の具現化に向けての話し合い
  - 小中共通の会議時間の確保、乗り入れ授業、小学生の部活参加等
- 10月 ◇第2回学校教育検討委員会
  - 村の教育の現状について幼小中より報告
  - 現状をもとに今後の鮫川村の教育についてのグループ協議
- 12月 ◇第3回学校教育検討委員会
  - 今後の学校施設の在り方についてのグループ協議
  - ※これまでの意見を下にイメージ化（「〇年後の鮫川の学校教育」作成）

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 1) 義務教育学校等建設計画の経緯

令和4年

- 3月 ◇第4回学校教育検討委員会
  - 「〇年後の鮫川の学校教育」をイメージ化もとに学校教育検討委員会のまとめ
- 9月 ◇第1回鮫川村幼保小中教育検討委員会
  - 鮫川村幼保小中教育検討委員会設置要綱について
  - 前年度までの経過と作成したまとめについて説明
- 10月 ◇第2回鮫川村幼保小中教育検討委員会「視察研修」
  - 郡山市立西田学園 視察
  - 川内村立川内小中学園 視察
- 11月 ◇第3回鮫川村幼保小中教育検討委員会
  - 先進校視察のまとめ
  - 鮫川村にあった小中一貫教育の方向性についてのグループ協議
  - ※グループ協議の意見をまとめイメージ化（「こんな学校をつくりたい」作成）
- 12月 ◇第4回鮫川村幼保小中教育検討委員会
  - 学校運営協議会制度についての講話（外部講師依頼）
  - 「こんな学校をつくりたい」掲示し意見交換

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 1) 義務教育学校等建設計画の経緯

---

### 令和5年

- 1月 ◇第5回鮫川村幼保小中教育検討委員会
  - 1年間のまとめ「こんな学校をつくりたい」完成
  - 次年度の確認
- 2月 ◇村長及び議会へ「検討委員会のまとめ」提出
  - 村長及び議会へまとめを提出
- 5月 ◇地域懇談会（5/18～5/30）※行政区7か所
  - さめがわ義務教育学校（複合施設）について「こんな学校をつくりたい」の資料をもとに説明
- 12月 ◇基本構想・基本計画策定業務開始

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 1) 義務教育学校等建設計画の経緯

### 令和6年

- 1月 ◇ 鮫川村幼保小中教育連携協議会の委嘱並びに会議
  - 設置要綱について
  - 「数年後の鮫川村の学校教育」について
- 3月 ◇ 第2回鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - 義務教育学校複合施設的具体化について
  - 施設の具体化ワークショップについて
- 5月 ◇ 第3回鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - 義務教育学校複合施設的具体化について（その2）
  - 施設の具体化ワークショップについて（その2）
- 7月 ◇ 第4回鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - 第3回ワークショップのまとめ報告
  - 校地の選定について
- 8月 ◇ 第5回鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - 第3回ワークショップの振り返り
  - 鮫川村義務教育学校基本構想（素案）について
  - ◇ 鮫川村義務教育学校基本構想の答申
    - 「鮫川村義務教育学校基本構想（案）」の答申
- 10月 ◇ プロジェクトチーム会議
- 11月 ◇ プロポーザル公告
  - ◇ プロポーザル審査委員会 第1次審査
- 12月 ◇ プロポーザル審査委員会 第1次審査（2回目）

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 1) 義務教育学校等建設計画の経緯

### 令和7年

- 1月 ◇プロポーザル審査委員会 業者選定
- 2月 ◇施設基本設計開始
- 3月 ◇基本構想・基本計画策定
- 4月 ◇プロジェクトチーム会議
  - 設置要綱について
  - 鮫川村公立学校等複合施設基本設計について◇地形測量開始
- ◇第1回鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - 設置要綱について
  - 鮫川村公立学校等複合施設基本設計について
- 5月 ◇第2回鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - 公立学校等複合施設基本設計の内容説明
  - 基本設計のワークショップ◇鮫川村公立学校等複合施設建設に係る住民説明会(71名参加)
  - 鮫川村義務教育学校基本構想について
  - 公立学校等複合施設基本設計の内容説明
- 6月 ◇各課ヒアリング
- 7月 ◇鮫川村公立学校等複合施設建設に係る関係機関ヒアリング
  - 鮫川小学校、鮫川中学校、図書館と協議◇村広報紙にて義務教育学校「さめがわ学園(仮称)」開校に向けて
- 8月 ◇プロジェクトチーム会議
  - 平面図(計画図)の内容説明◇第3回鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - 平面図(計画図)の内容説明◇施設基本設計業務委託完了
- ◇地質調査開始
- ◇造成基本設計開始
- 9月 ◇県南建設事務所と協議
  - (旧修明高校鮫川校跡地が土砂災害警戒区域の調査区域になるとの説明を受ける)◇敬老会後に議員へ旧修明高校鮫川校跡地への建設を断念した経緯を説明。  
新たな候補地を検討することになる。
- ◇地質調査・造成基本設計業務契約解除
- ◇修明高等学校鮫川分校 解体工事開始
- 10月 ◇村広報紙にて建設予定地の見直しを行うことの説明及び建設候補地の意見募集
- ◇プロジェクトチーム会議
  - 義務教育学校候補地の検討について◇プロジェクトチーム会議下打合せ 計4回実施
  - 義務教育学校候補地の検討について
  - 建設候補地を3候補地に絞る
- 11月 ◇プロジェクトチーム会議
  - 下打合せの結果報告◇鮫川村幼保小中教育連携協議会
  - プロジェクトチーム会議にて選出された3候補地の説明
- 12月 ◇鮫川村義務教育学校等建設候補地(案)の答申
- ◇庁議・議会全員協議会
  - 答申を受けた3候補地の説明及び意見聴取◇庁議・議会全員協議会
  - 村長より建設地決定の報告

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 1) 義務教育学校等建設計画の経緯

### 令和8年

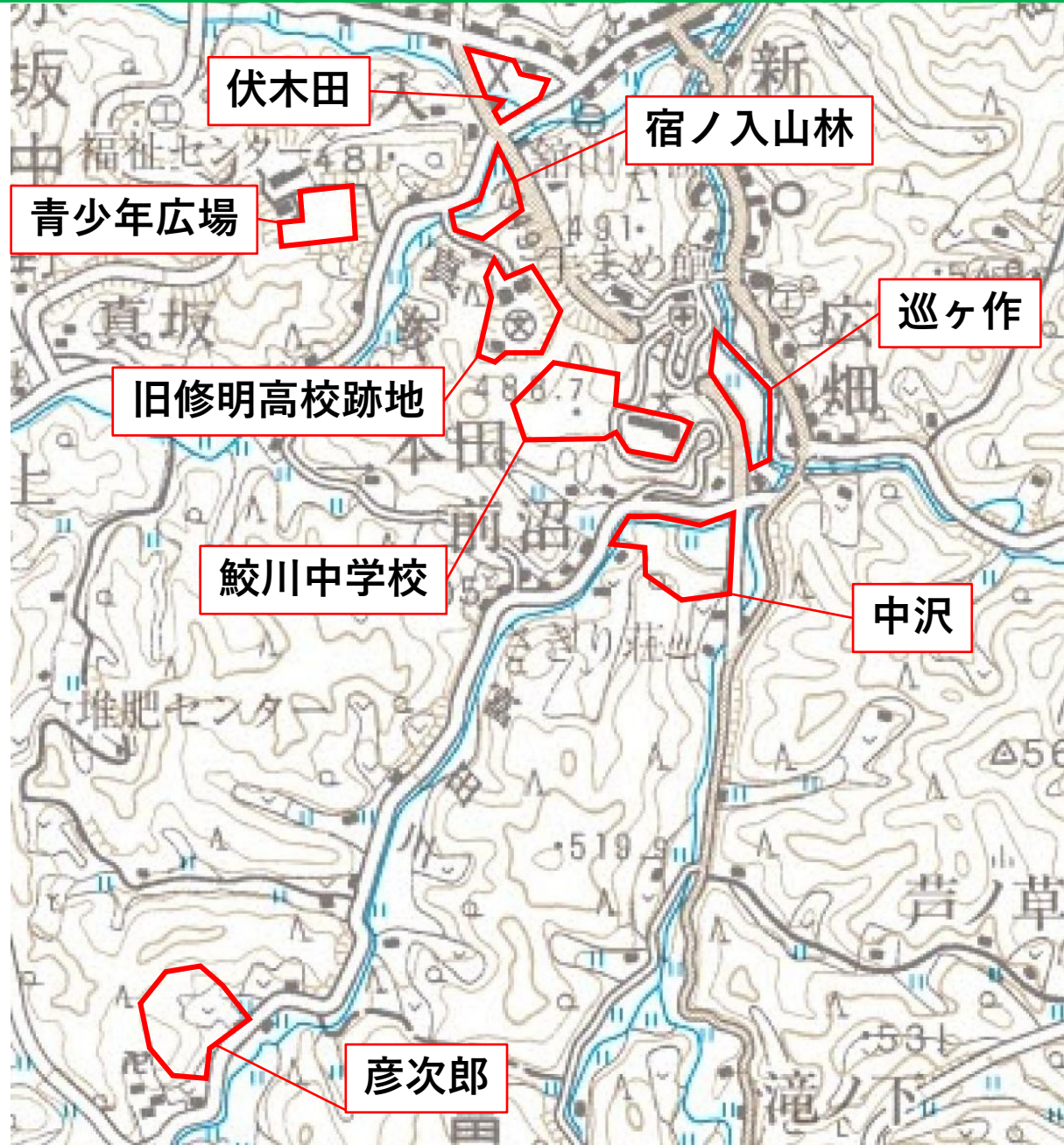
- 1月  施設実施設計開始
  - 地形測量開始
  - 地質調査開始
  - 造成基本設計開始
- 2月  村広報紙にて建設場所決定の周知
  - プロジェクトチーム会議
    - 「旧修明高校鮫川校跡地」の利活用ビジョン（案）の検討
- 3月  プロジェクトチーム会議
  - 「旧修明高校鮫川校跡地」の利活用ビジョン（案）について
  - 義務教育学校等施設の配置について
  - 村道青少年広場線の効果的な改良について
  - 幼保小中教育連携協議会
    - 「旧修明高校鮫川校跡地」の利活用ビジョン（案）について
    - 義務教育学校等の配置計画について
    - 村道青少年広場線の効果的な改良について
    - 配置案のワークショップについて
    - さめがわこどもセンターの建設時期について
  - 「旧修明高校鮫川校跡地」の利活用ビジョン策定
- 4月  こどもセンター保護者会総会にて説明
  - 義務教育学校【こどもセンター】の配置計画について
  - さめがわこどもセンターの建設時期について
  - 「旧修明高校鮫川校跡地」の利活用ビジョンについて
  - 義務教育学校等建設にかかる説明会（小中学校保護者向け）

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 建設候補地再検討の経緯

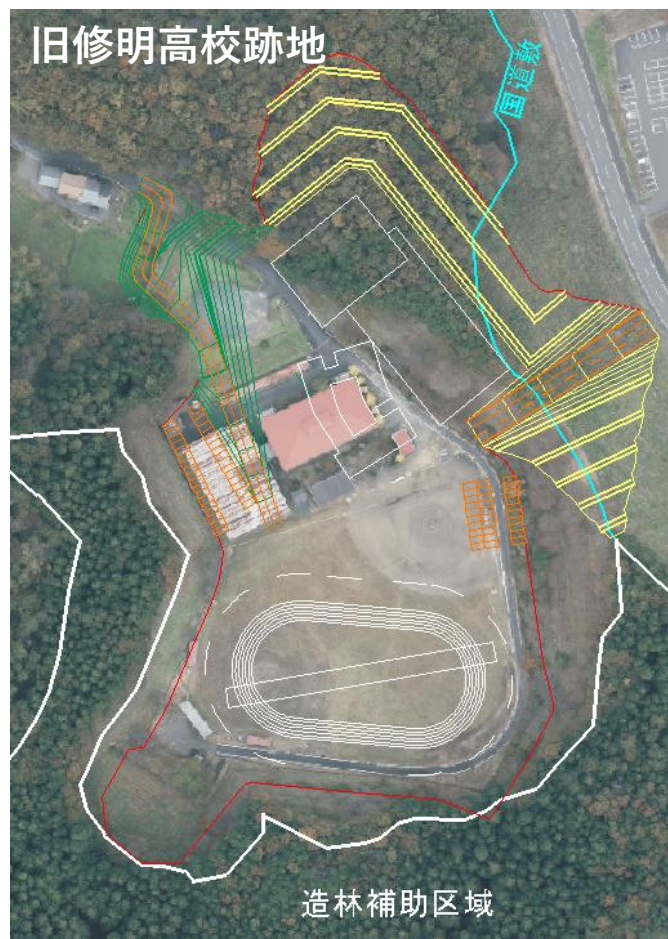
### 建設候補地

- 伏木田（駐在所裏農地）
- 宿ノ入山林  
（トレーニングセンター正面山林）
- 青少年広場
- 旧修明高校跡地
- 鮫川中学校（東側山林含む）
- 巡ヶ作（トンネル南農地）
- 中沢（さぎり荘北）
- 彦次郎（東光寺の東）



# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明 建設候補地再検討の経緯

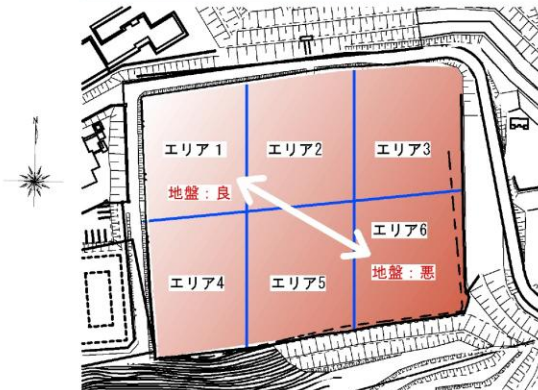
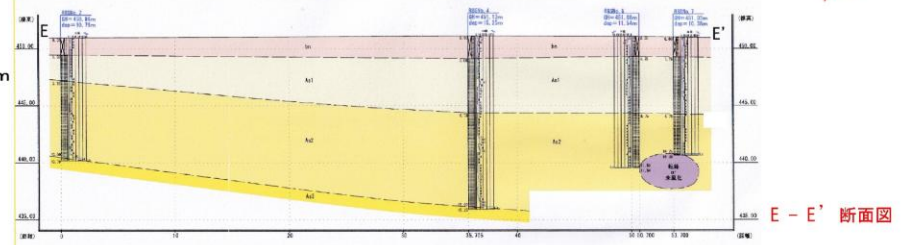
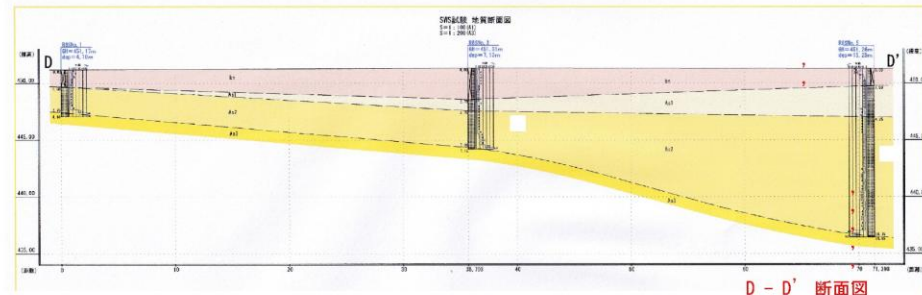
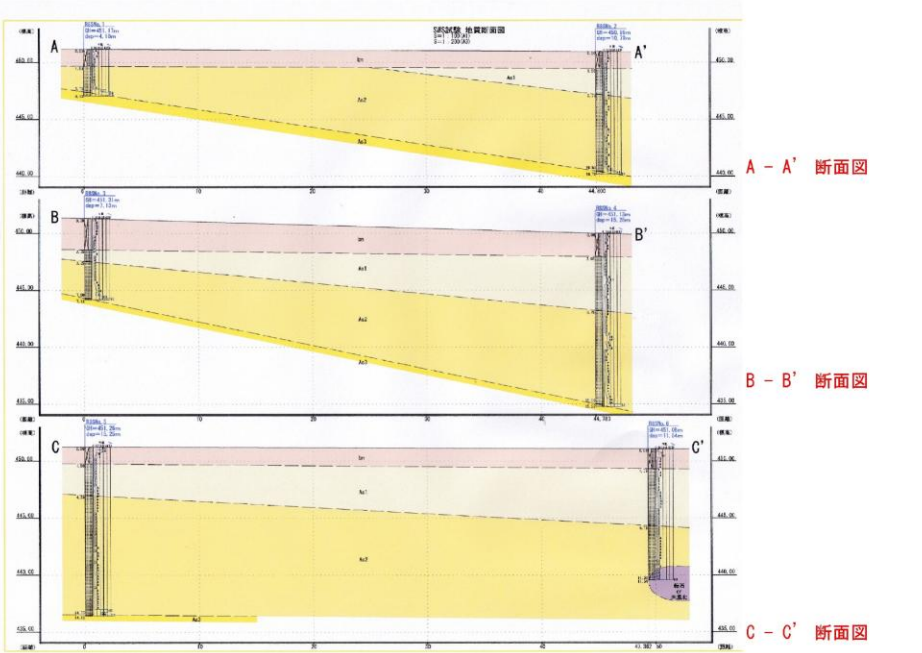
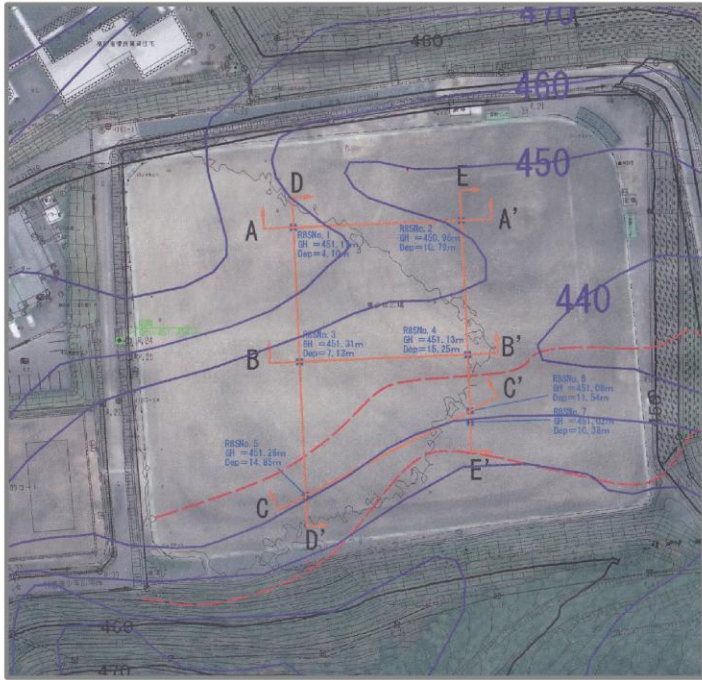
令和7年12月  
検討図案



# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 2) 造成案及び地質調査結果について

### 地質調査結果



・参考図より、同等高線を反映。  
 ・盛土は薄いと判断した。  
 ・盛土層厚など地質についてはボーリング調査により確認することが望ましい。

地質構成表			
地質名	地盤記号	持層	備考
盛土	ss	2~3	—
砂質土	Aa1	3~10(2)	—
砂質土	Aa2	2~20	3層20m厚
砂質土	Aa3	34~50	概ね砂質土と見られる。盛土層と見られる。
粘土 未熟化部	66	[注]層厚不明(買入手盛)	販売あるいは未熟化部と見られる。

地盤の特性として、支持層が約10~15m  
 南東方向に支持層は傾斜している。

- ①エリア1が支持層が浅く安定した地盤
- ②エリア3、66支持層が深く建物配置において不利

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 2) 造成案及び地質調査結果について

昭和50年 航空写真



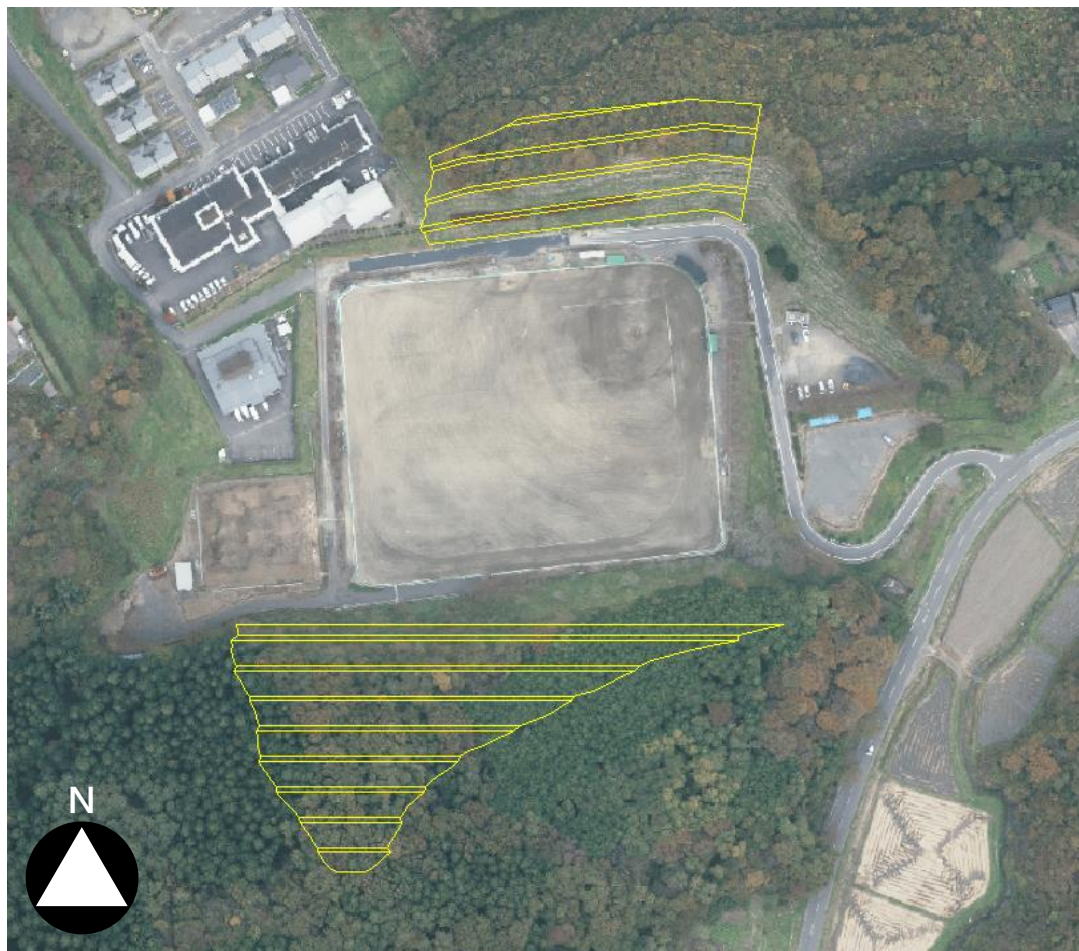
# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 2) 造成案及び地質調査結果について

### 造成案

#### 条件

- ・建物全てを土砂災害警戒区域内（法尻から高低差の2倍(上限50m)、天端から10m）に配置しない。
- ・建物全てが土砂災害警戒区域に指定されないように斜面を造成する。（傾斜30°未満≒1割8分勾配）



#### ◇概算費用

○北山林（建物を北側に配置）  
工事費：89,529千円（業者試算）  
土量：16,500m<sup>3</sup>

用地買収：940千円（2,000m<sup>2</sup>）  
立木補償：310千円

計90,779千円

○南山林（建物を南側に配置）  
工事費：222,354千円（村試算）  
土量：57,700m<sup>3</sup>

用地買収：7,050千円（15,000m<sup>2</sup>）  
立木補償：5,300千円

計234,704千円

1. 義務教育学校等建設計画の概要説明  
 3) 義務教育学校等の配置案について

各配置計画に対する比較表

A～G案に対しての各項目比較①

計画案	A案 (体育館：西・ こどもセンター2階建て)	B案 (体育館：西・ こどもセンター2階建て同一棟)	C案 (体育館：東・ こどもセンター平屋)	D案 (体育館：西・ こどもセンター平屋同一棟)
配置計画				
特徴	体育館は西側に配置。校舎は敷地の中央北側に配置。こどもセンターは2階建てで東側に配置（校舎とは別棟）	体育館は西側に配置。校舎は敷地の中央北側に配置。こどもセンターは2階建てで東側に配置。（校舎とは同一棟）	体育館は東側に配置。校舎は敷地の西側に配置。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。（校舎とは別棟）	体育館は東側に配置。校舎は敷地の西側に配置。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。（校舎とは同一棟）
土砂災害危険区域に対する比較	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。
地盤特性上の比較	重畳施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽畳施設（こどもC）は不利地盤エリア3に建設。かつ2階建てで荷重増。	重畳施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽畳施設（こどもC）は不利地盤エリア3、かつ2階建てで建設するためさらに不利。	重畳施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽畳施設（こどもC）は不利地盤エリア3、4に建設。（平屋建てのためA、B案に有利）	重畳施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽畳施設（こどもC）は不利地盤エリア3に建設。平屋建てであるため有利。
法規上（消防法）の比較	各棟は別棟であるため消防法の適用（特にスプリンクラー）の設置は不要。	校舎とこどもセンターは同一棟のため消防法（スプリンクラー）の設置が必要。	各棟は別棟であるため消防法の適用（特にスプリンクラー）の設置は不要。	校舎とこどもCは同一棟のため消防法（スプリンクラー）の設置が必要。
配置計画に対して比較①（体育館の位置）	西側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は南北ではあるが、西側隣地への影響は発生。	西側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は南北ではあるが、西側隣地への影響は発生。	北側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は東西ではあるため、北側道路への影響が発生。校舎棟、こどもCからの利用が容易。	北側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は東西ではあるため、北側道路への影響が発生。校舎棟、こどもCからの利用が容易。
配置計画に対して比較②（こどもセンターの位置）	東側に配置することで駐車場の確保が容易。ただ2階建てのため、地盤への影響が大きい。（基礎が過大になる。）	東側に配置することで駐車場の確保が容易。平屋建てのため、地盤に対して有利である。	東側に配置。平屋建てではあるがエリア6にも一部配置することで基礎形状が変わる可能性が発生する。	東側に配置。平屋建てではあるが施設形状が東西に長くなり、駐車スペースの配置で不利となる。（スペースが狭い）
配置平面計画に対して比較（義務教育学校）	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。	採光は確保可能だが、こどもCと同一棟のため、利用法に検討が必要。スプリンクラーの設置が必要。	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。他施設との距離も取りやすい。	採光は確保可能だが、こどもセンターと同一棟のため、利用法に検討が必要。スプリンクラーの設置が必要。
総合評価	各棟の配置は理想的。こどもCが2階建てでかつエリア3での建設のため基礎構造が不利となる。 14点	各棟の配置は理想的。こどもCはエリア3に配置となり、2階建てであるため不利である。 14点	校舎棟が西側配置で日影が懸念されるが、各棟の間隔が取りやすく緩和可能。こどもCはエリア3、6にかかるが平屋建てで建設可能。 16点	こどもCは平屋建てでエリア3のみでの配置が可能だが東西に長く、校舎棟と一体となり、消防法上不利である。 14点

1. 義務教育学校等建設計画の概要説明  
 3) 義務教育学校等の配置案について

各配置計画に対する比較表

A～G案に対しての各項目比較②

計画案	E案 (体育館：敷地中央北側・ こどもセンター平屋建て)	F案 (体育館：敷地中央・ こどもセンター平屋建て)	G案 (体育館：敷地西校舎一体・ こどもセンター平屋)
配置計画			
特徴	体育館は敷地中央北側に配置。校舎は敷地西側に配置。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。	体育館は敷地北側に配置。校舎は敷地西側に配置。こどもセンターは平屋建てで西側に配置。	体育館は敷地西側に配置し校舎と一体で配置する。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。
土砂災害危険区域に対する比較	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。評価 ○	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。評価 ○	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。評価 ○
地盤特性上の比較	重量施設(体育館、校舎)がエリア1、2で有利。軽量施設(こどもC)は不利地盤エリア3、4に建設。(平屋建てのためA、B案に有利) 評価 ○	重量施設(体育館)はエリア2に配置されるが、校舎はエリア3に配置であり、基礎選定で不利。評価 △	重量施設(体育館、校舎)がエリア1、2で有利。軽量施設(こどもC)がエリア2、3にまたがり不利(平屋建てのためA、B案に有利) 評価 △
法規上(消防法)の比較	各棟は別棟であるため消防法の適用(特にスプリンクラー)の設置は不要。評価 ○	各棟は別棟であるため消防法の適用(特にスプリンクラー)の設置は不要。評価 ○	各棟は別棟であるため消防法の適用(特にスプリンクラー)の設置は不要。評価 ○
配置計画に対して比較①(体育館の位置)	敷地中央配置だが長軸は南北であり、他家と比較し隣地への影響は少ない。施設群の中央であり、利便性は高い。評価 ○	敷地中央配置だが長軸は東西であり、北側への影響が懸念される。評価 △	北側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は東西ではあるため、北側道路への影響は大きい。評価 △
配置計画に対して比較②(こどもセンターの位置)	エリア3、6にまたがるが平屋建てにすることで緩和可能。南側に配置する事で北側に駐車スペースの確保が可能。評価 ○	平屋建てでエリア1に配置で有利だが土砂災害危険区域に近接する。西側配置のため送迎動線が長く駐車場の確保で不利。評価 △	東側に配置。平屋建てであり、東西に長くなるが北側に駐車スペースの確保は可能。評価 ○
配置平面計画に対して比較(義務教育学校)	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。他施設との距離も取りやすい。評価 ○	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。地盤で不利なエリアでの建設となる。評価 △	体育館との一体的な整備のため、中庭の確保が困難。体育館が発生する音の問題等が懸念される。評価 △
総合評価	各棟は分散して配置するため、日影の影響は緩和される。こどもCの一部エリア6に及ぶことが懸念される。評価 18点	校舎棟がエリア3に配置され基礎の過大化が懸念される。またこどもCの送迎動線が長く、他家と比較し不利である。評価 14点	体育館と校舎棟の一体化により採光が片側から取れないことによる建設不可能の場合がある。体育館と校舎で混構造となり大幅なコスト上昇の恐れがある。評価 15点

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 3) 義務教育学校等の配置案について

### 鮫川村義務教育学校新設における説明会 資料

令和8年4月

鮫川村

設計事務所の同種又は類似業務の実績①

業務名	小野中学校改築事業
<p><b>■整備の方針■</b></p> <p>建設後40年を経過した旧校舎は耐震性が基準を下回り、また施設環境の改善や少子化が進行する状況の中で教育効果の向上等を図るため、旧校舎に隣接し新校舎を建設、その後旧校舎を解体するという計画で事業が行われた。</p> <p>建設にあたっては新校舎としての機能を充足するとともに、旧校舎に隣接し、なおかつ旧校舎を利用しながらの建設のため、生徒の安全性を第一に考え、また効率的な建設計画の基に整備が行われることが重要であるとされた。</p> <p>施設整備における基本方針は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的な学力とチームティーチングなどの多様な授業展開に対応する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小人数授業などの多様な授業展開に対応可能とする。</li> <li>・生徒の個性や能力を生かし、豊かな人間性を育む環境を整備する。</li> </ul> </li> <li>2. 安全、安心で快適な施設環境の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光や通風等に配慮した施設整備を行う。</li> <li>・ぬくもりや潤いを感じさせるため木材を利用した施設整備。</li> </ul> </li> <li>3. 学校給食による健康的な心と体づくりの推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設の整備。</li> <li>・食育に関する指導と地元農産物の有効活用。</li> </ul> </li> <li>4. 地域との調和、コミュニティの拠点としての施設整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に配慮しながら、地域に開かれた施設整備。</li> <li>・防犯活動や避難所としての役割を担う施設整備。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>■設計の概要■</b></p> <p>施設計画においては既存中学校を使用しながらの建替えであるため、生徒活動における十分な安全への配慮と具体的な建設エリアの決定、また建替スケジュールの妥当性が要求された。また給食センターを中学校と一体的に建設すること、さらには今後の屋内運動場やプール等の運動施設改築を想定した配置計画等が課題とされた。</p> <p>○関係する方々との綿密な協議（語らい）を基にした施設計画</p> <p>本施設は建替計画や今後の施設利用等について多くの関係する方々（役場、学校関係者、PTA棟）との協議（語らい）を重視した計画を心がけている。特に建設時の安全計画をPTAと十分に協議し理解していただくことで変化のある建物配置計画が可能となった。</p> <p>○多くの機能を盛り込み、機能を最大限利用した教育システムの実現</p> <p>地域の特性やこれからの教育システムの変化にも対応できる内部空間を目指している。特に多目的に使えるスペースを備えた教室ユニットやメディア機能を充実させた図書・PCエリア、また地域の方々も訪れやすい開放的な雰囲気づくりにも配慮している。また併設された給食センターは二階レベルから内部の見学が可能であり、生徒たちへの食育環境の創出も可能としている。</p> <p>○生徒たちにとり誇りと思い出が詰まった学校の実現</p> <p>生徒たちにとり、学校は成長期の大切な時期を過ごす施設であることをテーマに、将来につながる「誇りと思い出」がより多く残る校舎の実現を目指した。単調ではなく変化のある内部空間はより多くの語らいが生まれ、自然採光と通風が気持ちの良い、内部の環境は生徒たちに常に居心地の良さを感じさせる。校舎内部には地元産材を多く使用している。また机や実験台等にも地元産材を用いている。</p>	

※小野中学校改築基本設計業務公募型プロポーザル：最優秀（平成20年度）



■外観写真■  
●南西方面より見る。



■内観写真■  
●2階：技術室内部

主任技術者の同種又は類似業務の実績②

業務名 小野中学校屋内運動場改築事業

■整備の方針■

建設後40年を経過した旧校舎は耐震性が基準を下回り、また施設環境の改善や少子化が進行する状況の中で教育効果の向上等を図るため、旧校舎に隣接し新校舎を建設、その後旧校舎を解体するという計画で事業が行われた。  
 新しい屋内運動場は新校舎の東側に位置し、校舎との連携利用や地域への開放等を主目的とし柔剣道場を備えた2階建てで建設された。

施設整備における基本方針は以下のとおり。

1. 体育施設としての機能を充足する施設として整備する。

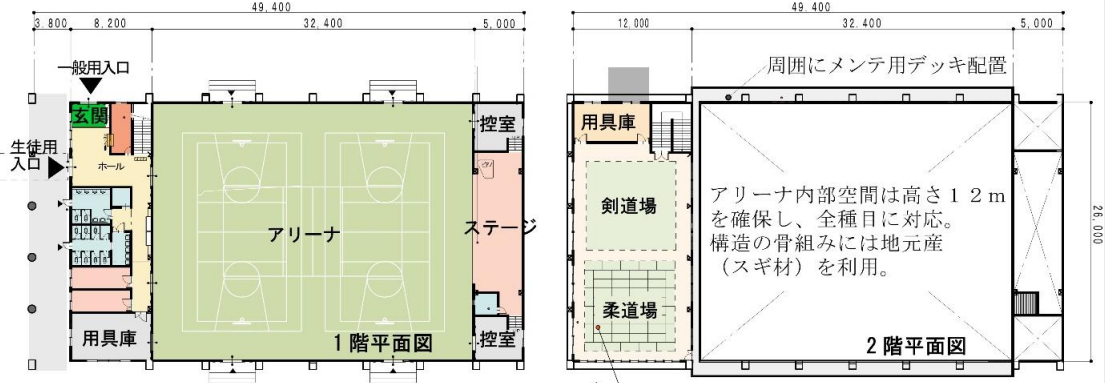
狭隘な建設地に十分に配慮し施設を配置する。内部においては機能性を重視し無駄のない空間構成を目指している。  
 また地域の方々の利用にも対応し、入口を駐車場から分かり易い位置に配置することで社会体育施設として積極的な地域開放にも対応している。

2. 本校舎等との一体的でまとまりのある施設配置及び計画を行う。

新屋内運動場の完成により本校舎と連なって東側に駐車場を兼ねた屋外広場を囲むような施設全体がまとまりのある配置としている。  
 また校舎群と統一したデザインイメージ（特に曲面を多用した屋根形状等）を用い、周囲の景観に溶け込んだ「馴染む計画」としている。

3. 環境・地域に配慮した循環型屋内運動場の実現を目指す

新屋内運動場の完成により本校舎と連なって東側に駐車場を兼ねた屋外広場を囲むような施設全体がまとまりのある配置としている。  
 また校舎群と統一したデザインイメージ（特に曲面を多用した屋根形状等）を用い、周囲の景観に溶け込んだ「馴染む計画」としている。

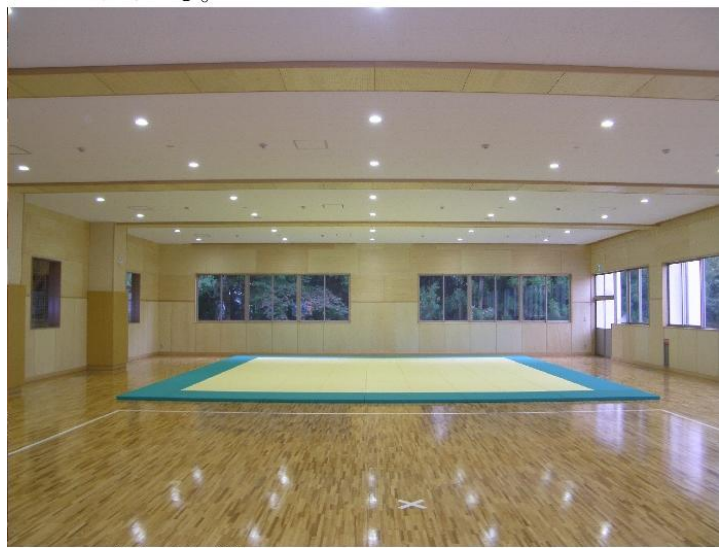


アリーナはあらゆる世代に対応する大きさ（32.4m×26m）を確保している。  
 一般利用時の入口を屋外駐車場からアクセスし易い位置に配置し、利便性に配慮している。

武道場については、効率的に機能を確保。  
 柔道場（9m角 畳50畳）剣道場（9m角）の周囲に1m程度の余裕を確保。  
 壁周囲には、保護ガード等により安全に十分配慮している。



■内観写真①■  
 ●1階アリーナ



■内観写真②■  
 ●2階：武道場

主任技術者の同種又は類似業務の実績③

業務名 平田村統合中学校新築事業

■整備の方針■

福島県平田村は阿武隈山系の山あい位置しており、村内の中学校は二校存在していたが、社会問題である少子化の影響を受け、生徒数の減少が顕著であった。そのため充実した教育環境の確保や生徒同士の交流の活発化、各教科の指導を満たす教員の確保等を図るため、統合した中学校の実現を目指したものである。

統合中学校の実現においては、平田村教育委員会において基本方針を作成した。「すくすく、いきいき、未来を拓くひらたの教育」をテーマに基本方針を作成し、テーマに沿った計画・設計が要求された。

1. 明るくひろびろとした空間を保持。落ち着いた潤いのある教育環境の実現
2. 周辺環境との調和し、口当たりや自然通風を確保する。
3. 施設設備の利便性と使い勝手を重視。ユニバーサルデザインにも配慮
4. 冷涼気候及び冬期間の寒さにも対応できる施設設備
5. 施設内部への木材利用、温もりのある雰囲気醸し出す施設の実現
6. 将来への教育内容の変化や情報化社会に対応できる施設整備
7. 各学年の活動と全学年を縦割りにした活動の双方に配慮した計画
8. 防犯機能に配慮し、安全・安心な生活が送れる施設の実現

■設計の概要■

施設は校舎棟、小ホール棟、屋内運動場棟で構成されており、小ホール棟を他の棟が囲むような各棟配置とすることで、校舎全体の回遊性を確保している。小ホールは生徒・教職員・保護者全員の収容が可能であり、一般にも開放可能とし本施設の大きな特徴となっている。また校舎は大規模造成工事を行った敷地上に建設するため、地盤調査のデータを十分に精査し、地耐力が確保できる位置にコンパクトに建設している。

○生徒たちにとり居心地がよく、心の拠り所となる校舎づくり

校舎棟は、普通教室、管理、特別教室を機能的にまとめて構成している。それぞれの特徴・機能を優先させ、普通教室棟は日当たりが良く、落ち着いた2階に配置。管理棟は校内・グラウンドが出来るだけ見渡せる位置とし、特別教室棟は角度を振り、変化を持たせている。

○生徒たちと先生、地域の方々との「ふれあいの場」としての校舎づくり

小ホール棟は統合中学校の中心機能でもあり、地域の方々の利用も想定し、あえて校舎の中心部に独立性を持たせながら配置。講演・演奏会に適した内部空間、外部からのアクセス、開放時の安全性等十分に配慮した計画を行っている。昇降口からつながる位置に「みんなのホール」を配置。生徒同士や先生との交流、地域の方々との交流スペースとしての機能を担っている。

○地域にとってかけがえのない財産としての学校

設計にあたっては、教育施設のみではなく村の財産としての施設づくりを心がけている。ユニバーサルデザインの導入や空調による寒さ対策を行うことで地域の方々や就学前の子供たち等誰でも利用できるような細部の設計を行っている。

※平田村統合中学校建築基本設計コンペ：最優秀（平成26年度）



■外観写真■  
●南東方面より見る。



■内観写真■  
●1階：小ホール内部

設計事務所の同種又は類似業務の実績④

業務名	相馬養護学校移転新築工事
<p><b>■整備の方針■</b></p> <p>相馬支援学校は開校以来約50年にわたり相馬地方の特別支援教育の中心的な役割を担ってきた学校施設である。</p> <p>今回特別支援教育のさらなる充実発展のため、また校舎の老朽化や在籍児童生徒の通学範囲の広域化等の理由から、建設地を隣接市である南相馬市に移して移転新築したものである。</p> <p>以下の基本的な考え方を基にし、東日本大震災からの「復興のシンボル」として、また地区の復興を支える人材を育成する拠点施設として位置づけられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設のユニバーサルデザイン化</li> <li>2. 障がいに応じた教育環境</li> <li>3. 健康に配慮した施設</li> <li>4. 環境・安全に配慮した地域にやさしい学校施設</li> <li>5. 情報化への対応</li> <li>6. 地域と連携した施設環境の整備</li> <li>7. 地震等の災害に対する安全性の確保</li> <li>8. 非常時の避難経路の確保</li> </ol> <p><b>■設計の概要■</b></p> <p>建設地は阿武隈山系、太平洋に囲まれた豊かな自然の中にあり、伸び伸びとした環境の中で心豊かにたくましく成長することを目的とした計画を心がけている。また必要な諸室を機能的に配置すること、同時に安全で明るく快適であること、地域にも開放された校舎内のいたるところで交流が生まれること等を目指した。</p> <p><b>○地盤の状況を十分に精査し、最適な基礎構造の採用</b></p> <p>建設地は海岸段丘の名残がある部分にあり、地下には水の流れも確認できる状況であった。このような不安定な地盤に建設するにあたっては地盤調査を慎重に行い、安定的な基礎構造の採用を検討している。結論として柱状改良を採用しているが、地盤により支持層が異なるため、現場での掘削状況をHで確認し、改良深さを決定している。</p> <p><b>○開放的な内部空間と将来の機能変更に対応できる柔軟な構造システムの採用</b></p> <p>施設は接地面積が大きく、また中廊下になる部分が多いため、内部空間においては窮屈さを感じさせない伸びやかな雰囲気を持たせるようにしている。また将来通学する児童生徒数の変更に対応することや、教育システムの変更等に柔軟に対応できる構造システムが要求された。それらの要求に対し、主体構造をPC（プレストレスト）構造とし、柱、梁も大部分においてPC材を使用している。結果として建物内部で柱本数の削減が、伸びやかな空間と自然採光を確保するための開口部が確保でき、またPC材を用いることで工期の削減も実現した。（建設コストの削減も可能）</p>	
<p>※「近代建築」学校特集掲載（令和2年7月号）</p>	



**■外観写真■**  
●南東方面より見る。



**■内観写真■**  
●1階：ふれあいラウンジ

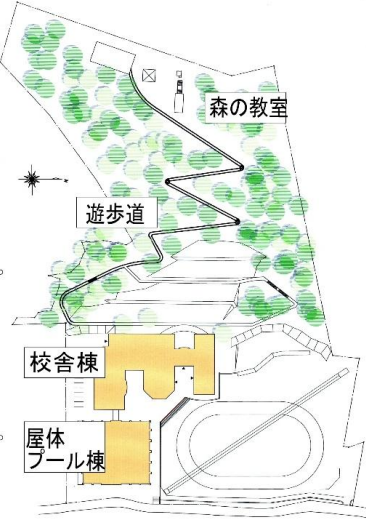
設計事務所の同種又は類似業務の実績⑤

業務名 二本松市立安達太良小学校改築工事

■整備の方針■

この小学校は、歴史ある木造校舎の改築事業である。設計にあたり、児童数の推移を考慮し、コンパクトで親しみの沸く「大きな家」のような小学校の実現に努めた。設計過程においては、学校関係者や地域の方々との「対話」を重ね、より多くの要望を計画に反映させている。

校舎配置については、自然環境を壊さぬよう校舎を三つに分け、自然とけだんだんイメージとしている。変化に富んだ内部空間、プールを体育館の地下に配置し、通年利用可能な計画を行っている等、狭い敷地条件を感じさせない計画を行った。また、校舎背後の山林環境を自然観察の場「森の教室」として、木材を多用し、木を採ることにした。また、太陽光利用や、地域交流センターを併設するなど、「対話」から生まれた要望を採用し、特色を持った小学校である。

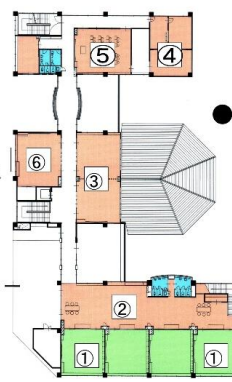


●配置図



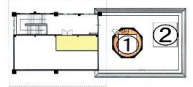
● 1階平面図

- ①普通教室
- ②ワークスペース
- ③ランチルーム
- ④職員室
- ⑤校長室
- ⑥保健室
- ⑦地域交流センター
- ⑧図工室
- ⑨中庭
- ⑩調理室



● 2階平面図

- ①普通教室
- ②ワークスペース
- ③メディアスペース (図書室・PC室)
- ④放送室・スタジオ
- ⑤音楽室
- ⑥理科室



● 3階平面図

- ①天体観測室
- ②観測テラス

平成19年度 (社)文教施設協会賞受賞 うるおいのある教育施設部門



■外観写真■

●グラウンドより見る。



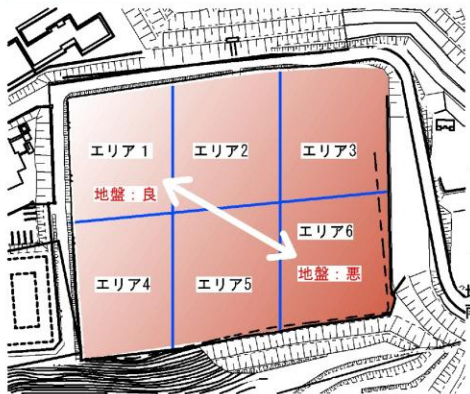
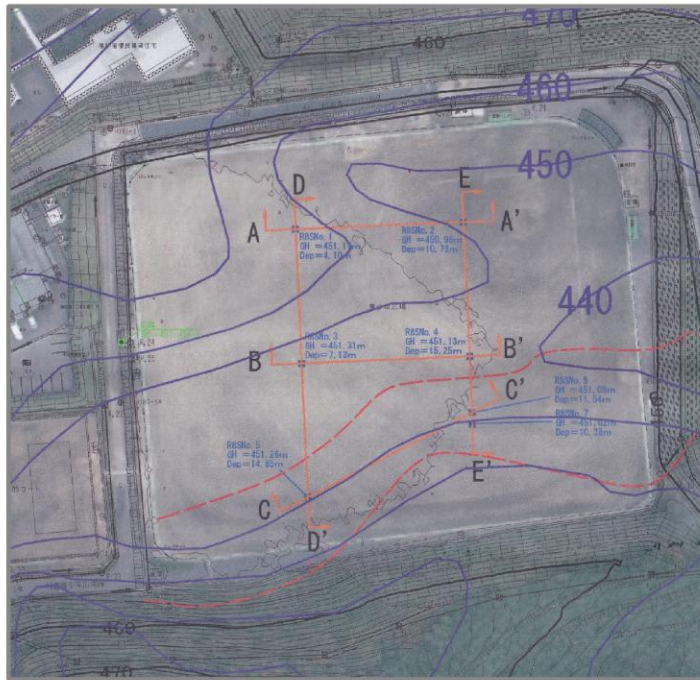
■外観写真■

●背後山より見る。

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 3) 義務教育学校等の配置案について

### ●検討資料① (地盤の特性について)

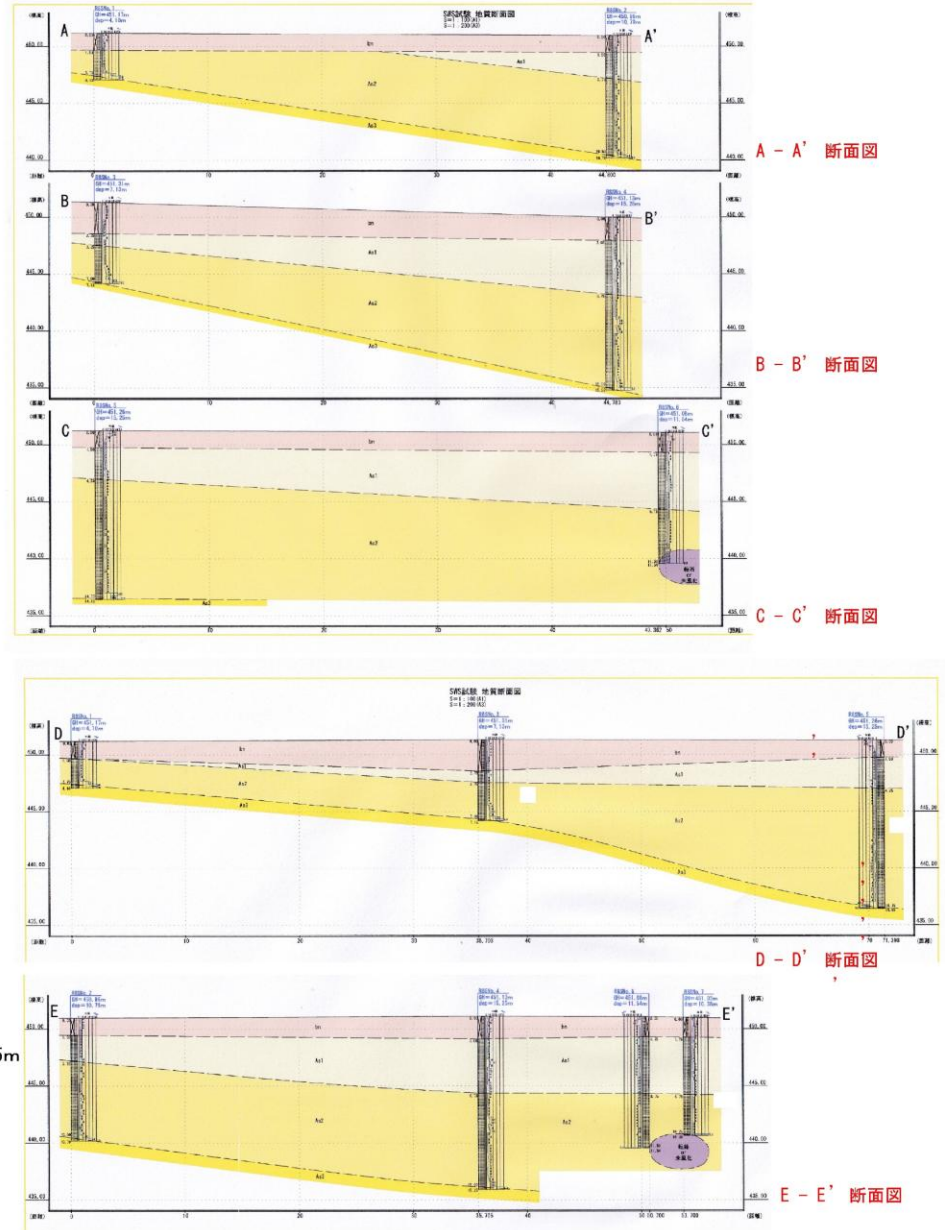


- ・断面図より、粗等高級を反映。
- ・盛土は薄いと判断した。
- ・盛土層厚など地質についてはボーリング調査により確認することが望ましい。

地質構成表			
地質名	地質記号	持層持層	備考
粘土 (砂質土)	bc	2~9 (一部10~24)	—
砂質土	As1	2~6 (一部12)	浮き層あり
砂質土	As2	2~26	砂質土層
砂質土	As3	34~50	硬い砂質土とみられる。
粘土	cd	60	存在する場合は未風化部と見られる。

地盤の特性として、支持層が約10~15m南東方向に支持層は傾斜している。

- ①エリア1が支持層が浅く安定した地盤
- ②エリア3、6が支持層が深く建物配置において不利



# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 3) 義務教育学校等の配置案について

### ●検討資料②（消防法について）

消防法施行令別表第1

項別		防火対象物の用途等
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
(2)	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)	イ	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
	ロ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(5)	イ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
	ロ	病院、診療所又は助産所 ※平成28年4月1日以降は以下に分類。* 次に掲げる防火対象物* 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する者として総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科目中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)(ii) において同じ。を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（i）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（ii）に掲げるものを除く。）、又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)(ii)において「短期入所等施設」という。）
(6)	ロ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(i)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(ii)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(ii)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、 (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(i)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）、
	ニ	幼稚園又は特別支援学校

(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専門学校、各種学校その他これらに類するもの	
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
(12)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫	
(15)	前各項に該当しない事業場	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街	
(16の3)	イ	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。）
	ロ	文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建築物
(17)	延長50メートル以上のアーケード	
(18)	市町村長の指定する山林	
(19)	総務省令で定める舟車	

### ●消防法における建物用途

- ①子どもセンター 第6項ハ、ニ
- ②義務教育学校 7項
- ③複合施設 16項イ

### ●スプリンクラー設置基準

- ①子どもセンター 延床面積6000㎡以上（平屋建て以外） ※該当しない
- ②義務教育学校 11階以上の階 ※該当しない
- ③複合施設 延床面積3000㎡以上 ※該当

### ●施設内部の内装制限

- ①子どもセンター 制限あり
- ②義務教育学校 制限なし

※施設全体に子どもセンターの基準を適用される可能性あり  
結果として施設全体の木質化は不可能となる。

# 1. 義務教育学校等建設計画の概要説明

## 3) 義務教育学校等の配置案について

### ●検討資料③（配置計画方針について）

#### ■配置計画を支配する要素

##### 1. 土砂災害危険区域

「公立学校等」計画敷地は、敷地平場の南側斜面法尻より指定された範囲において、**土砂災害警戒区域**に指定される恐れがあります。土砂災害警戒区域内への建築に法的な制限はないものの、区域内の建築は避難施設としての指定をすることができません。

そのため、図1に示す範囲内への建築物の建設は避難施設としての利用がないものに限定されます。本計画においては、体育館及びこどもセンターの区域内への建築は避けることが望まれます。

##### 2. 地盤性状

敷地平場の南側一部範囲において、土地の歴史的背景から沢地であったことが判明しています。過去の青少年広場整備の際の造成によって現在は平場となっていますが、図2に示す範囲では地盤が大幅に軟弱であると予想されます。

**軟弱地盤**への建築は不可能ではないものの、該当範囲に大部分が接地する重量の大きい建築は基礎工事コストが上がるため、軟弱地盤の範囲内への建築は効果的な投資の観点から避けることが望まれます。

##### 3. 全体配置計画を支配する施設要素

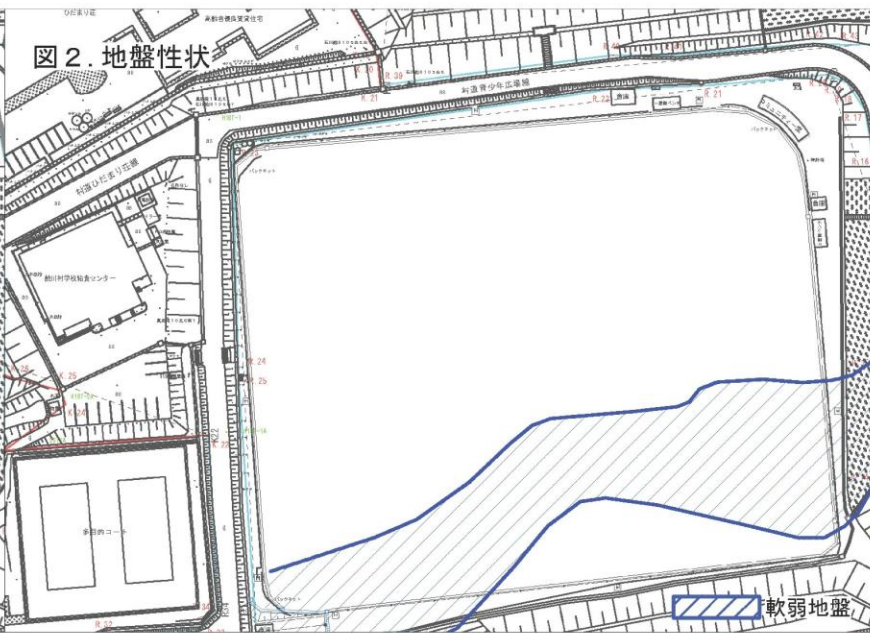
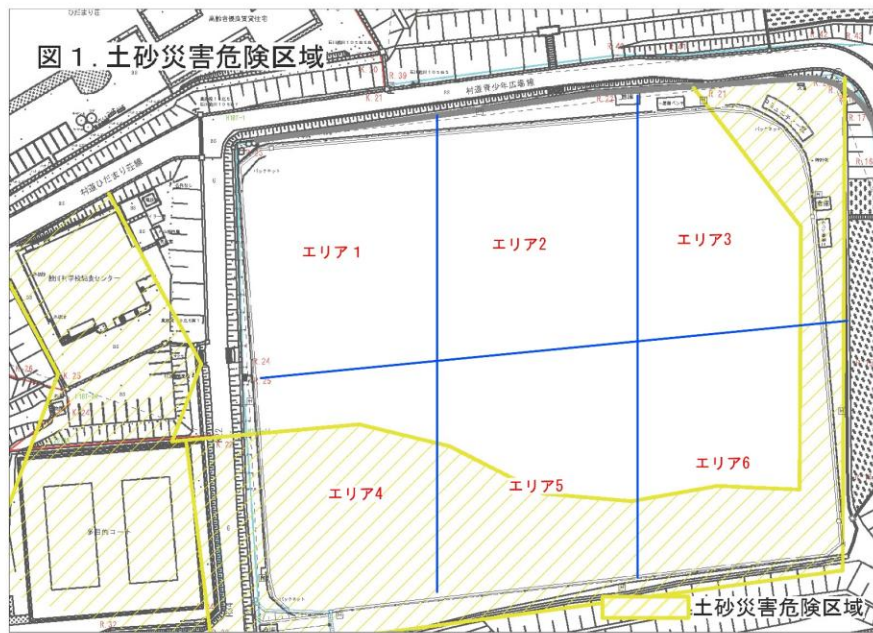
本計画の必要条件の中で、特に全体配置を支配する要素が2点あり、これらをまず抑えなければ計画が成立しないためその条件を以下に示します。

##### - 体育館の自己日影

体育館は一般的に競技に十分な空間を確保するため、単独平屋建てでも背の高い建築とする必要があります。そのため、体育館の**自己日影**が他のゾーンに影響を及ぼさないように全体配置を決定するのが、学校建築計画のセオリーといえます。

##### - こどもセンターと送迎用駐車場

こどもセンターは、スクールバス100%で通学する義務教育学校とは異なり、**送迎用駐車場**との関係を考慮する必要があります。施設と駐車場の間に著しい高低差があったり、大きな距離があると利用が大きく制限されて、計画が成立しなくなります。



## **2. 義務教育学校等建設に関するアンケート結果について**

### 3. 今後のスケジュール

年度	義務教育学校等建設 (青少年広場)		村民運動場 (旧修明高校鮫川校跡地)	
令和7年度	施設基本設計 建設地決定	施設実施設計 地形測量 地質調査 造成基本設計	利活用ビジョン策定	施設解体工事 (県営)
令和8年度	造成実施設計 許認可申請 用地買収 立木補償		利活用ビジョン公表 利活用計画策定 地形測量 基本設計・実施設計	
令和9年度	建築確認申請 造成工事 建築工事		整備工事	
令和10年度	)		供用開始	
令和11年度	建築工事 供用開始			

## 4. 質疑応答